

第6次八百津町障がい者福祉計画

【令和6年度～令和11年度】

第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

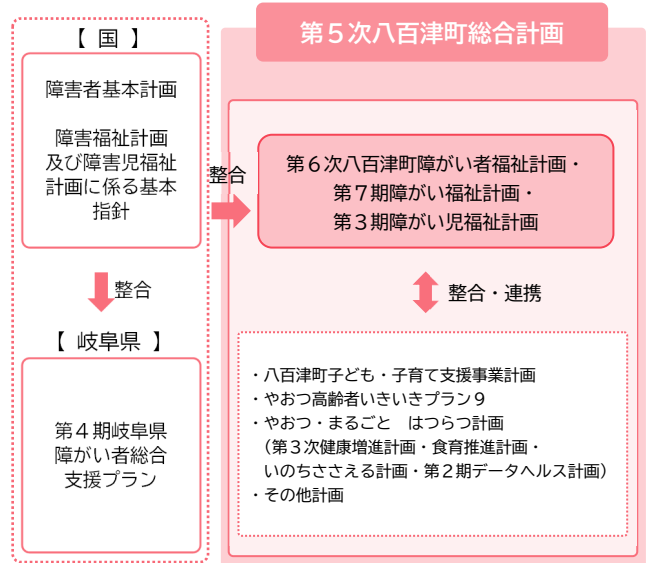


令和6年3月
八百津町

計画策定の趣旨・背景

この計画は、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、町民、関係機関・団体・事業者、町が活動を行う際の指針となるとともに、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

本町では、「すべての町民が 障がいの有無にかかわらず等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され地域で共生するまちの実現」を念頭に、障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。



計画の期間

今回策定する「第6次八百津町障がい者福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間の計画の期間とします。

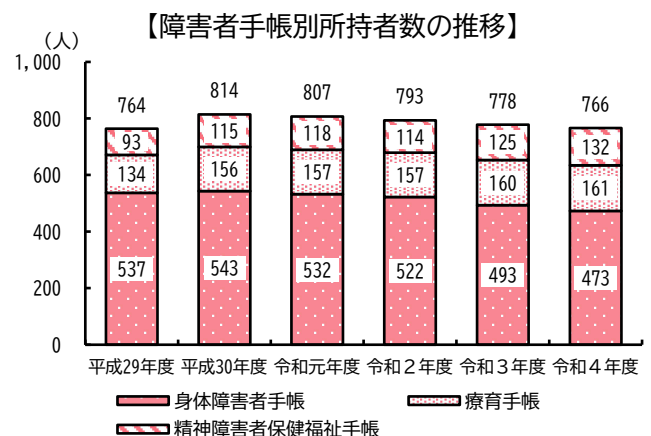
なお、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の改定する令和8（2026）年度で、「八百津町障がい者福祉計画」の事業進捗等の点検も行っていきます。

障がい者の状況

障害者手帳別の所持者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者数は平成30年度から減少傾向にあり、令和4年度末現在473人となっています。

療育手帳所持者数は、平成30年からは160人前後で推移しており、令和4年度末現在161人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数はおおむね増加傾向にあり、令和4年度末現在132人となっています。



障がい者計画の基本理念

すべての町民が 障がいの有無にかかわらず
等しく人権を持つかけがえのない個人として尊重され
地域で共生するまちの実現

障がい者計画の基本理念

基本目標1 障がい者にやさしいまちづくりの推進

障がいのある人とない人との相互理解や、障がいへの正しい理解を促進するため、啓発活動や交流機会の拡大を推進し、全ての人安心して生活できる地域づくりを進めます。

また、快適な生活環境を整えるため、すべての人にやさしいまちを目指すとともに、日頃の防災訓練等を通して、地域支援体制の強化を図っていきます。

【施策】

- (1) 差別解消に向けた体制整備
- (2) 防災・防犯、感染症対策の推進
- (3) やさしいまちづくりの推進

基本目標2 教育の充実

障がいの早期発見、早期療育のための体制の充実に努めるとともに、インクルーシブ教育の考えも踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

【施策】

- (1) インクルーシブ教育の推進
- (2) 障がい児の子ども・子育て支援の充実

基本目標3 障がいのある人の生活支援と療育支援

基幹相談支援センターを中核とする関係機関等の相談支援のネットワークを強化し、相談支援体制の充実とともに、在宅での生活を支える障がい福祉サービス等の提供体制や、地域での生活拠点となるグループホーム等の社会資源の充実を図っていきます。

【施策】

- (1) 相談体制の充実
- (2) 障がい福祉サービスの充実
- (3) 身近な地域で医療や療育が受けられる体制づくり
- (4) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

基本目標4 雇用・就業の促進

障がいのある人の雇用機会を拡大していくため、ハローワークや障害者就労支援事業所等と連携して、障がい者への就労支援を推進するとともに、就労支援関係機関等と連携し、地域における障がい者の雇用促進や就労支援に向けた取組を進めていきます。

【施策】

- (1) 自立・社会参加に向けた就労の機会の拡大
- (2) 就労系サービスの充実

基本目標5 スポーツ・文化芸術活動

多くの障がいのある人がスポーツや文化活動に参加することのできる機会を拡充していくとともに、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境のさらなる整備等を推進します。

【施策】

- (1) スポーツ・文化芸術活動の推進
- (2) 参加しやすい環境の整備

主な成果目標（数値目標）

- **福祉施設の入所者の地域生活への移行**

令和8年度末の施設入所者数	22人
令和8年度末までの地域生活移行者数	1人
- **地域生活支援の充実**

地域生活支援拠点等にコーディネーターを配置	1人
-----------------------	----
- **福祉施設の入所者の地域生活への移行**

令和8年度までの一般就労移行者数	3人
------------------	----

- **障がい児支援の提供体制の整備等**

令和8年度末までに児童発達支援センター設置	圏域で1か所
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	圏域で1か所
令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1か所
- **相談支援体制の充実・強化等**

相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	年10回
-----------------------	------

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がい（児）福祉サービスの見込み

サービス		見込み（人分）			
		6年度	7年度	8年度	
障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	4	4	5
		重度訪問介護	0	0	0
		同行援護	0	0	0
		行動援護	0	0	0
		重度障害者等包括支援	0	0	0
		生活介護	35	36	36
障がい福祉サービス	日中活動系サービス	自立訓練（機能訓練）	0	0	0
		自立訓練（生活訓練）	0	1	0
		就労選択支援	-	0	0
		就労移行支援	2	3	3
		就労継続支援（A型）	15	15	15
		就労継続支援（B型）	27	28	28
		就労定着支援	0	0	1

サービス		見込み（単位：人分）			
		6年度	7年度	8年度	
障がい福祉サービス	日中活動系サービス	療養介護	2	2	2
		福祉型短期入所	4	4	4
		医療型短期入所	1	1	1
	居住系サービス	共同生活援助	16	16	16
		施設入所支援	22	22	22
		自立生活援助	0	0	0
障がい福祉サービス	計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援	計画相談支援	16	17	17
		地域移行支援	0	0	1
		地域定着支援	0	0	1
障がい児福祉サービス	児童発達支援	25	27	27	
	放課後等デイサービス	63	65	65	
	保育所等訪問支援	0	0	1	
	居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	
	障害児相談支援	5	5	5	

地域生活支援事業

相談支援事業
成年後見制度利用支援事業
意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）
日常生活用具給付等事業
介護・訓練支援用具
自立生活支援用具
在宅療養等支援用具
情報・意思疎通支援用具
排泄管理支援用具
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

手話奉仕員養成研修事業
移動支援事業
地域活動支援センター事業
その他の事業
日中一時支援事業
訪問入浴サービス事業
障害者自動車運転免許取得費助成事業
障害者自動車改造費助成事業



第6次八百津町障がい者福祉計画 【概要版】
 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画
 令和6年3月

編集・発行 八百津町
 〒505-0392 岐阜県加茂郡八百津町八百津 3903 番地2
 TEL：0574-43-2111（代表）